

文部科学省における研究及び開発に関する評価指針の見直し案（目次）

評価指針見直し案（20.11.21）	評価指針（現行）	国の研究開発評価に関する大綱的指針（20.10.31）
<p>はじめに</p> <p>第1章 基本的考え方</p> <p>1.1 評価の意義</p> <p>1.2 本指針の適用範囲</p> <p>1.3 評価システムの構築</p> <p>1.4 関係者の役割</p> <p>1.4.1 文部科学省内部部局、研究開発機関等</p> <p>1.4.2 評価者</p> <p>1.4.3 研究者</p> <p>1.5 評価における過重な負担の回避</p> <p>1.6 評価人材の養成・確保等</p> <p>1.6.1 評価事務局職員、プログラムオフィサー等</p> <p>1.6.2 評価者</p> <p>1.6.3 評価システム高度化のための評価支援体制の整備</p> <p>1.7 データベースの構築・活用等</p> <p>1.8 世界的水準による評価の実施</p>	<p>はじめに</p> <p>第1章 基本的考え方</p> <p>1.1 本指針の位置付け</p> <p>1.2 評価の意義</p> <p>1.3 本指針の適用範囲</p> <p>1.4 評価システムの構築</p> <p>1.5 関係者の役割</p> <p>第2章 共通事項</p> <p>2.1 評価実施主体</p> <p>2.2 評価者</p> <p>2.2.1 責任と自覚</p> <p>2.2.2 評価の観点に応じた評価者の選任</p> <p>2.2.3 外部評価、第三者評価の活用</p> <p>2.2.4 幅広い評価者の選任、在任期間、利害関係者、守秘義務</p> <p>2.3 評価時期及び評価方法</p> <p>2.3.1 評価時期</p> <p>2.3.2 評価の対象、目的の設定</p> <p>2.3.3 対象、目的に応じた評価方法の設定・抽出</p> <p>2.3.3.1 評価方法の設定・抽出、周知及び見直し</p> <p>2.3.3.2 評価手法の設定</p> <p>2.3.3.3 評価の観点</p> <p>2.3.3.4 評価項目の抽出</p> <p>2.3.3.5 評価基準の設定</p> <p>2.3.3.6 評価の実施</p> <p>2.3.4 評価に当たり留意すべき事項</p>	<p>はじめに</p> <p>第1章 基本的考え方</p> <p>1. 評価の意義</p> <p>2. 本指針の適用</p> <p>3. 評価関係者の責務</p> <p>(1) 研究開発を実施又は推進する主体の責務</p> <p>(2) 評価者の責務</p> <p>(3) 被評価者の責務</p> <p>4. 効果的・効率的な評価の実施</p> <p>(1) 重層構造における評価の効率的実施</p> <p>(2) 評価の実施、活用等に関する責任主体の明確化</p> <p>(3) 評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入</p> <p>5. 評価実施体制の確立</p> <p>(1) 評価実施体制の充実</p> <p>(2) 評価人材の養成・確保</p> <p>6. 評価の国際的水準の向上</p>

<p>第2章 対象別事項</p> <p>2. 1 研究開発施策の評価</p> <p>2. 1. 1 評価の目的</p> <p>2. 1. 2 評価とマネジメント</p> <p>2. 1. 3 評価者</p> <p>2. 1. 3. 1 評価者の選任</p> <p>2. 1. 3. 2 評価者の幅広い選任、利害関係者の取り扱い</p> <p>2. 1. 4 評価の実施時期</p> <p>2. 1. 5 評価方法</p> <p>2. 1. 5. 1 評価方法の設定・抽出及び見直し</p> <p>2. 1. 5. 2 評価の観点</p> <p>2. 1. 5. 3 評価項目の抽出</p> <p>2. 1. 5. 4 評価基準の設定</p> <p>2. 1. 5. 5 評価手法の設定</p> <p>2. 1. 5. 6 評価の実施</p> <p>2. 1. 6 評価に当たり留意すべき事項</p> <p>2. 1. 6. 1 評価活動の継続性</p> <p>2. 1. 6. 2 基礎研究等の評価</p> <p>2. 1. 7 評価結果の取り扱い</p> <p>2. 2 研究開発課題の評価</p> <p>2. 2. 1 競争的資金における研究開発課題</p> <p>2. 2. 1. 1 評価の目的</p> <p>2. 2. 1. 2 評価とマネジメント</p> <p>2. 2. 1. 3 評価者</p> <p>2. 2. 1. 3. 1 評価者の選任</p> <p>2. 2. 1. 3. 2 評価者の幅広い選任、在任期間、利害関係者の取り扱い、守秘義務</p> <p>2. 2. 1. 4 評価の実施時期</p> <p>2. 2. 1. 5 評価方法</p>	<p>2. 3. 4. 1 評価活動の継続性</p> <p>2. 3. 4. 2 評価の過程における被評価者との意見交換</p> <p>2. 3. 4. 3 基礎研究等の評価</p> <p>2. 4 評価結果の取扱い</p> <p>2. 4. 1 評価結果の公表、資源配分等への反映プロセス</p> <p>2. 4. 2 被評価者からの意見の提出</p> <p>2. 5 評価における過重な負担の回避</p> <p>2. 6 評価の質の向上のための方策</p> <p>2. 6. 1 評価人材の養成・確保等</p> <p>2. 6. 2 データベースの構築・活用等</p> <p>第3章 対象別事項</p> <p>3. 1 研究開発施策の評価</p> <p>3. 1. 1 評価システム</p> <p>3. 1. 2 評価方法</p> <p>3. 2 研究開発課題の評価</p> <p>3. 2. 1 共通事項</p> <p>3. 2. 1. 1 分類</p> <p>3. 2. 1. 2 評価時期</p> <p>3. 2. 1. 3 評価方法</p> <p>3. 2. 1. 4 その他</p> <p>3. 2. 2 競争的資金による研究開発課題</p> <p>3. 2. 2. 1 評価方法等</p> <p>3. 2. 2. 2 優れた研究開発の継続への配慮</p> <p>3. 2. 2. 3 評価体制の整備</p>	<p>第2章 対象別評価の実施</p> <p>I 研究開発課題の評価</p> <p>1. 評価の実施主体</p> <p>2. 評価者の選任</p> <p>3. 評価の実施時期</p> <p>4. 評価方法</p> <p>(1) 評価手法</p> <p>(2) 評価の観点及び評価項目・評価基準</p> <p>(3) 自己点検の活用</p> <p>5. 評価結果の取扱い</p> <p>(1) 評価結果の活用</p> <p>(2) 評価情報の国民への積極的な発信</p> <p>(3) 評価結果の被評価者への開示等</p> <p>(参考) 研究開発課題の主要な類型の評価の実施方法</p> <p>(1) 基礎研究の評価</p> <p>(2) プロジェクト研究（応用研究、開発研究）の評価</p> <p>(3) 国家基幹技術等の国家的プロジェクトの評価</p> <p>II 研究者等の業績の評価</p> <p>III 研究開発機関等の評価</p> <p>1. 評価の実施主体</p> <p>2. 評価者の選任</p> <p>3. 評価の実施時期</p> <p>4. 評価方法</p> <p>(1) 研究開発の実施・推進の面から実施する評価</p> <p>(2) 機関運営面の評価</p> <p>5. 評価結果の取扱い</p> <p>(1) 評価結果の活用</p> <p>(2) 評価情報の国民への積極的な発信</p>
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> 2. 2. 1. 5. 1 評価方法の設定・抽出、周知及び見直し 2. 2. 1. 5. 2 評価手法の設定 2. 2. 1. 5. 3 評価の観点 2. 2. 1. 5. 4 評価項目の抽出 2. 2. 1. 5. 5 評価基準の設定 2. 2. 1. 5. 6 評価の実施 2. 2. 1. 5. 7 自己点検・評価の活用 2. 2. 1. 6 評価に当たり留意すべき事項 2. 2. 1. 6. 1 評価活動の継続性 2. 2. 1. 6. 2 評価の過程における被評価者との意見交換 2. 2. 1. 6. 3 基礎研究等の評価 2. 2. 1. 7 評価結果の取り扱い 2. 2. 1. 8 評価体制の整備 2. 2. 2 重点的資金における研究開発課題 2. 2. 2. 1 評価の目的 2. 2. 2. 2 評価とマネジメント 2. 2. 2. 3 評価者 2. 2. 2. 4 評価の実施時期 2. 2. 2. 5 評価方法 2. 2. 2. 5. 1 評価の観点 2. 2. 2. 5. 2 評価の実施 2. 2. 2. 5. 3 自己点検・評価の活用 2. 2. 2. 6 評価に当たり留意すべき事項 2. 2. 2. 7 評価結果の取り扱い 2. 2. 3 基盤的資金による研究開発課題 2. 2. 4 その他 2. 3 研究開発機関等の評価 2. 3. 1 評価の目的 2. 3. 2 評価とマネジメント 2. 3. 3 評価者 2. 3. 4 評価の実施時期 2. 3. 5 評価方法 2. 3. 6 評価結果の取り扱い 2. 3. 7 留意事項 2. 4 研究者等の業績評価 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 2. 3 重点的資金による研究開発課題 3. 2. 3. 1 評価方法 3. 2. 3. 2 大規模プロジェクト及び社会的に関心の高い研究開発課題 3. 2. 4 基盤的資金による研究開発課題 3. 3 研究開発を行う機関等の評価 3. 3. 1 評価時期 3. 3. 2 評価方法 3. 3. 3 評価結果の取扱い 3. 3. 4 留意事項 3. 4 研究者等の業績評価 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 研究開発機関等の性格に応じた評価の実施 (1) 大学等の評価 (2) 研究開発法人等の評価 (3) その他国費の支出を受けて研究開発を実施する機関の評価 IV 研究開発施策の評価 1. 評価の実施主体 2. 評価者の選任 3. 評価の実施時期 4. 評価方法 (1) 評価手法 (2) 評価の観点及び評価項目・評価基準 (3) 自己点検の活用 5. 評価結果の取扱い (1) 評価結果の活用 (2) 評価情報の国民への積極的な発信
---	--	--

第3章 機関や研究開発の特性に応じた配慮事項

- 3. 1 独立行政法人通則法、国立大学法人法等との関係

- 3. 2 大学等における学術研究の評価における配慮事項
 - 3. 2. 1 基本的考え方
 - 3. 2. 1. 1 学術研究の意義
 - 3. 2. 1. 2 学術研究における評価の基本理念
 - 3. 2. 1. 3 学術研究の特性
 - 3. 2. 1. 4 評価の際の留意点
 - 3. 2. 1. 4. 1 評価の視点
 - 3. 2. 1. 4. 2 評価の方法
 - 3. 2. 1. 4. 3 研究と教育の有機的關係
 - 3. 2. 2 対象別の評価方法
 - 3. 2. 2. 1 研究開発課題の評価
 - 3. 2. 2. 1. 1 基盤的資金による研究
 - 3. 2. 2. 1. 2 競争的資金による研究
 - 3. 2. 2. 1. 3 大型研究プロジェクト
 - 3. 2. 2. 2 研究面における大学等の機関評価
 - 3. 2. 2. 3 研究者の業績評価

第4章 フォローアップ等

第4章 機関や研究開発の特性に応じた配慮事項

- 4. 1 独立行政法人通則法、国立大学法人法等との関係

- 4. 2 大学等における学術研究の評価における配慮事項
 - 4. 2. 1 基本的考え方
 - 4. 2. 1. 1 学術研究の意義
 - 4. 2. 1. 2 学術研究における評価の基本理念
 - 4. 2. 1. 3 学術研究の特性
 - 4. 2. 1. 4 評価の際の留意点
 - 4. 2. 1. 4. 1 評価の視点
 - 4. 2. 1. 4. 2 評価の方法
 - 4. 2. 1. 4. 3 研究と教育の有機的關係
 - 4. 2. 2 対象別の評価方法
 - 4. 2. 2. 1 研究課題の評価
 - 4. 2. 2. 1. 1 基盤的資金による研究
 - 4. 2. 2. 1. 2 競争的資金による研究
 - 4. 2. 2. 1. 3 大型研究プロジェクト
 - 4. 2. 2. 2 研究面における大学等の機関評価
 - 4. 2. 2. 3 研究者の業績評価

第5章 フォローアップ等